

気象通報を送信する無線局

- 一 気象庁が収集し、編集した通報を送信する無線局の呼出符号(呼出名称)、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻

気象無線模写通報を送信する無線局

呼出符号	電波の型式及び周波数(kHz)	送信時刻（中央標準時による。）
JMH	F3C 三、六二二・五	午前零時二十分
JMH2	F3C 七、七九五	午前零時四十分(1)
JMH4	F3C 一三、九八八・五	午前一時(2)
		午前一時二十分
		午前一時四十分
		午前二時
		午前二時十九分
		午前二時三十九分
		午前三時十分
		午前三時二十一分
		午前三時三十二分
		午前三時五十分
		午前四時十分
		午前四時三十分
		午前四時五十分(1)
		午前五時十分
		午前五時四十分
		午前六時
		午前六時二十分
		午前六時四十分(1)
		午前七時
		午前七時二十分
		午前八時
		午前八時二十分
		午前八時四十分
		午前九時
		午前九時二十分
		午前九時四十分
		午前十時三分

有效期限：令和 04 年 12 月 31 日

午前十時十分
午前十時三十分
午前十時五十分(1)
午前十時十分(2)
午前十時二十九分(3)
午前十時四十分
午後零時(2)
午後零時二十分
午後零時四十分
午後一時(1)
午後一時二十一分
午後一時四十分
午後一時五十九分
午後二時十八分
午後二時三十七分
午後二時四十八分
午後三時三十分
午後三時五十一分
午後四時十分
午後四時三十分
午後四時五十分(1)
午後五時九分
午後五時二十分
午後五時四十分
午後六時(1)
午後六時二十分
午後六時四十分
午後七時
午後七時十九分(4)(5)
午後七時四十分
午後八時
午後八時十九分
午後八時四十分
午後九時二十分
午後九時四十分
午後九時五十一分

午後十時三分

午後十時十分

午後十時三十分

午後十時五十分(1)

午後十一時二十分(2)

午後十一時四十分

注

- 1 (1)の時刻における送信は、台風が日本及びその近海に来襲し、又は来襲するおそれがあるときに限る。
- 2 (2)の時刻における送信は、毎週火曜日及び金曜日に限る。なお、午後零時の通報を翌日の午前一時から再送信する。
- 3 (3)の時刻における送信は、毎月二十日及び二十一日に限る。
- 4 (4)の時刻における送信は、毎週火曜日及び金曜日（結氷期）に限る。なお、午後七時十九分の通報を翌日の午前十時三十分から再送信する。
- 5 (5)の時刻における送信は、毎週水曜日及び土曜日（結氷期）に限る。なお、午後七時十九分の通報を翌日の午前十時三十分から再送信する。
- 6 協同係数は、五七六とする。
- 7 円筒の回転数は、毎分一二〇回とする。

二 気象庁(管区气象台及び海洋气象台を含む。)が収集し、編集した海上警報の通報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻

名称	呼出名称	電波の型式及び周波数(MHz)	送信時刻(中央標準時による。)
小樽	ほつかいどうほあん		
塩釜	しおがまほあん		
横浜	よこはまほあん		
名古屋	なごやほあん		
神戸	こうべほあん		
広島	ひろしまほあん	F3E 一五六・六	当該通報の入手後即刻
舞鶴	まいづるほあん	F3E 一五六・八	
新潟	にいがたほあん		
門司	もじほあん		
鹿児島	かごしまほあん		
那覇	おきなわほあん		

三 通報の送信方法

1 気象無線模写通報の送信は、左に掲げる事項を順次送信して行なう。

- (一) 制御信号 (周波数三〇〇ヘルツ)十秒間
- (二) 同期信号 (周波数二ヘルツ)三十秒間
- (三) 通報
- (四) 終了信号
 - ア 黒白交互の信号 (周波数四五〇ヘルツ)五秒間
 - イ 黒の連続信号 (周波数一五〇〇ヘルツ)十秒間

2 海上警報は、無線局運用規則第九十六条の例により送信する。

3 模写通報及び海上警報以外の通報は、無線局運用規則第五十九条第一項の例により送信する。

四 前各項に定めるもののほか、気象通報を送信する無線局の運用の条件については、国際民間航空条約第十附属書第二巻の定めるところによる。